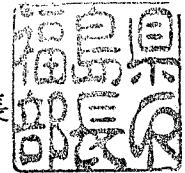


23健第2909号  
平成23年8月3日

社団法人福島県医師会長  
社団法人福島県病院協会会長  
社団法人福島県歯科医師会長 様  
社団法人福島県薬剤師会長  
福島県病院薬剤師会長  
社団法人福島県獣医師会長

福島県保健福祉部長



警戒区域等において、診療等を休止している医療機関等における  
麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料の適正管理について（通知）

今般、相双保健所管内の警戒区域内にある調剤薬局で麻薬の盗難事件が発生しました。  
つきましては、該当する施設の貴会会員に対し、施設で保管管理している麻薬、向精神  
薬及び覚せい剤原料（以下「麻薬等」という。）について、麻薬及び向精神薬取締法、覚  
せい剤取締法（以下「関係法令」という。）に基づき適切な管理をしていただきますよう  
周知方お願いいたします。

なお、一時帰宅等により当該施設に立ち入りする場合は、下記についてご留意くださる  
よう併せてお知らせ願います。

記

1. 麻薬等の保管状況を確認し、盗難等が確認された場合は、速やかに福島県薬務課  
（電話 024-521-7233）及び最寄りの警察等に届け出ること。
2. 盗難事故防止のため、廃棄又は他の施設に譲渡する目的で、麻薬等を当該施設から持  
ち出す場合は、関係法令に基づく規制を受けますので、事前に福島県薬務課（電話  
024-521-7233）へ連絡し、指示を受けること。
3. 麻薬等の保管取扱い等について、不明な点があれば、福島県薬務課に相談すること。

（事務担当 薬務課 主任薬剤技師 杉本 電話 024-521-7233）